

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資に関する規則の一部を改正する規則 (住宅政策課)	585
告 示	
○落札者の決定 (府有資産活用課)	〃
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	586
○河川区域の廃止による廃川敷地等 (南丹土木事務所)	〃
○府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示 (住宅政策課)	587
○大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (〃)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地課)	590
○保安林の指定施業要件の変更の公告 (山城広域振興局)	〃

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (森の保全推進課)	590
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	591
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃

教育委員会

○令和8年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員	592
○通学区域の調整 (京都府立高等学校)	〃
○令和8年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員	〃
○令和8年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員等	600
○令和8年度京都府立中学校入学者選抜要項	601
○令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項	〃

公安委員会

○京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則	〃
○一般競争入札の実施	602

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	604
------------------------	-----

規 則

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第65号

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資に関する規則の一部を改正する規則

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資に関する規則(平成26年京都府規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第9号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第430号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 調達の名称及び数量
京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部府有資産活用課

- 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 3 落札決定日
令和7年7月17日
 - 4 落札者の名称及び所在地
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号 丸紅ビル
 - 5 落札金額
113,108,993円
 - 6 契約の方法
一般競争入札
 - 7 入札公告日
令和7年5月20日



京都府告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字上山田小字四ツ谷876、876の1、877の1、879、879の1、879の2、880、881、889、890、7112、7112の1、7113の2、7114の1、7114の4、7115、7115の1、7115の2、7115の4、7115の6、7115の7、7116の1、7117、7117の1、7117の2、7117の4、7118（次の図に示す部分に限る。）、7119から7122まで、7122の1、7123の1、7124、7125、7125の1、7125の3、7125の4、7126、7126の1、7127、7128、7128の2、7128の3、7129、7129の3、7129の4、小字カケ谷882から884まで、小字ヘイダ885の2、887、888、7187の1、7187の4から7187の9まで、小字ヤクシ7106の1、7107の1、7108、7110の4、小字天神7130の2、7131
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字四ツ谷876・877の1・879の1・881・889・890・7119・7120・7125の1・7125の4・7129の4・小字ヘイダ885の2・887・888・7187の1・7187の5から7187の8まで（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第432号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府南丹土木事務所に備えておく。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 河川の名称
一級河川淀川水系曾我谷川
- (2) 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年8月29日
- (3) 廃川敷地等の位置
亀岡市余部町宮田43番2、66番3、狐塚6番3、7番3、65番及び曾我部町春日部西山田12番4
- (4) 廃川敷地等の種類及び数量
土地 588.98平方メートル
- 2(1) 河川の名称
一級河川淀川水系犬飼川
- (2) 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年8月29日
- (3) 廃川敷地等の位置
亀岡市曾我部町犬飼河内15番2、16番3、20番3、樋ノ口23番3及び27番3
- (4) 廃川敷地等の種類及び数量
土地 444.21平方メートル



京都府告示第433号

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示

府営住宅等の指定に関する規程（昭和55年京都府告示第767号）の一部を次のように改正する。

別表第1 洛西竹の里団地の項中「規則第19条の2 第1項第1号」を「ㄥ」に改め、同項の前に次のように加える。

洛西竹の里 団地	3 棟	402号	規則第19条 の2 第1項 第1号
	7 棟	405、504号	
	9 棟	402、405号	

別表第1 穴川団地の項の次に次のように加える。

水主団地	4 棟	106、107号	ㄥ
------	-----	----------	---

附 則

この告示は、令和7年8月29日から施行する。



京都府告示第434号

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年京都府告示第613号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第9号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この告示は、令和7年8月29日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドマート宇治菟道店
宇治市菟道大垣内41番地17
- ウ 変更の内容

変更した 事項	変更前	変更後	変更 年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか1業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか1業者	令 6. 9. 1	小売業を行う者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日

令和7年8月6日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣
 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレンドマート・G宇治市役所前店
 宇治市宇治下居46番地1
 ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか3業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか3業者	令 6. 9. 1	小売業を行う者の代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和7年8月6日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年1月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 今枝 哲郎
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番の1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 代表取締役 橋 正喜	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 代表取締役 今枝 哲郎	令 7. 6. 25	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役	7. 5. 20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	平松 正嗣 ほか18業者	平松 正嗣 ほか15業者		
----------------------	-----------------	-----------------	--	--

- (2) 届出年月日
令和7年8月6日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年1月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ100B A N
宇治市広野町西裏100番地1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか5業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか4業者	令 7. 1. 20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

- (2) 届出年月日
令和7年8月6日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年1月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地

ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか54業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか52業者	令 7. 2. 21 ほか	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日

令和7年8月6日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

6(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ京田辺

京田辺市田辺中央五丁目2番地1

ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか23業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか20業者	令 7. 6. 1 ほか	小売業を行う者の名称及び住所の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日

令和7年8月6日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

7(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ木津

木津川市相楽城西15番地

ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか14業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか13業者	令 7. 5. 1 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店のため

(2) 届出年月日

令和7年8月6日

(3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和7年8月29日から令和8年1月5日まで

(5) 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

8(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 株式会社カインズ

本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

代表取締役 高家 正行

(イ) 株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンモール木津川

木津川市州見台一丁目1番ほか

ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	令 7. 3. 1 ほか	小売業を行う者の代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和7年8月6日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年1月5日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年8月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6階 6-D
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）
- 3 試験方法
選択式筆記試験
- 4 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、無背景のもので、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）
※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
 - ウ 受験手数料
8,130円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）
 - (2) 受付期間
令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送の場合は、令和7年10月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (3) 提出先
京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

- (4) 問合せ先
 - ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））
 - イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））
 - ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））
 - エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））
 - オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年8月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
交野市向井田二丁目1番1号
田代 栄一
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和7年農林水産省告示第1080号による。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年8月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
合同会社開発71号

代表社員 一般社団法人開発71号
 職務執行者 戸谷 英之
 東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館4階
 R S M清和コンサルティング株式会社内

- 2 林地開発行為の目的
太陽光発電施設の設定
- 3 林地開発行為をしようとする区域
相楽郡和東町大字木屋小字宮ノ谷1番ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
21.2ヘクタール
- 5 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
道路の汚れ	開発区域南側に接する国道163号（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	場内の車両出入口に交通誘導員を配置する。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は混雑する午前8時から午前9時までを避ける。
騒音の発生	開発区域の中心からおおむね半径300m以内の区域（次の図のとおり）	開発区域の周囲300m以内には人家が存在しないが、出来る限り低騒音タイプの重機を使用する。 作業時間は、午前7時から午後6時までとする。
粉じんの発生	〃	開発区域の周囲300m以内には人家が存在しないが、乾燥時における散水（散水車）等を積極的に行う。 作業時間は、午前7時から午後6時までとする。
土砂流出及び濁水の発生	開発区域南側に接する国道163号（次の図のとおり）	場内の各所に沈砂池を設置し、場内排水は全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場

外に排出する。
 沈砂池の土砂は定期的に除去し、沈砂能力を確保する。
 豪雨後に場内点検及び排水設備の点検・補修を行う。

8 縦覧場所

- (1) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (2) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7番地の6
- (3) 和東町建設農政課
相楽郡和東町大字釜塚小字生水14番2
- (4) 合同会社開発71号
東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館4階 R S M清和コンサルティング株式会社内

9 縦覧期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月29日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和7年8月29日（金）から令和7年10月14日（火）まで
- (2) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部森の保全推進課
〒611-0021 宇治市宇治若森7番地の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（京都駅東部西之町地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 8 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

第 3 工区

福知山市字天田小字樹木120の 1、120の 3、小字箕腰123の 1 の一部、516の 1 の一部、516の 2 の一部、516の 3 の一部、516の 4 の一部、516の 5 の一部、517の 1 の一部、518の 1 の一部、573の 1

(関連区域)

福知山市字天田小字樹木120の 4、120の 5、小字箕腰123の 3 の一部、506の一部、517の 3 の一部、573の 3、573の 4、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市北区中之島三丁目 3 の 3 中之島ビルディング

東レ建設株式会社

大阪市北区大淀中一丁目 1 の 88

積水ハウス株式会社

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第 5 号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第 8 号）第32条の規定により、令和 8 年度京都府立中学校第 1 学年生徒募集定員を定める。

令和 7 年 8 月 29 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

中学校の募集定員

(単位 人)

中 学 校 名	募集定員
京都府立洛北高等学校附属中学校	105
京都府立南陽高等学校附属中学校	70

京都府立園部高等学校附属中学校	35
京都府立福知山高等学校附属中学校	35

京都府教育委員会告示第 6 号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和 8 年度第 1 学年入学者に適用する。

令和 7 年 8 月 29 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
府の区域の全部(京都府立洛北高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))、京都府立鳥羽高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))及び京都府立亀岡高等学校(普通科(美術・工芸専攻))の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科(美術・工芸専攻) 15人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 24人以内
府の区域の全部(京都府立洛北高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科 80人以内
府の区域の全部(京都府立城南菱創高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80人以内

京都府教育委員会告示第 7 号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第 8 号）第32条の規定により、令和 8 年度京都府立高等学校第 1 学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

令和7年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

別表

1 全日制の課程の募集定員

(1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 普通科

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
京都市・乙訓	鴨 沂	240
	北 稜	240
	朱 雀	200
	洛 東	240
	嵯 峨 野	120
	北 嵯 峨	280
	桂	280
	洛 西	240
	桃 山	280
	東 稜	200
	洛 水	160
	向 陽	200
	乙 訓	200
	西 乙 訓	160

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
山城	東 宇 治	240
	菟 道	240
	城 陽	240
	西 城 陽	240
	久 御 山	200
	田 辺	160
	木 津	160
	南 陽	160
	口丹	北 桑 田
園 部		120
須 知		60
中丹	綾 部	180
	福 知 山	160
	東 舞 鶴	120
丹後	西 舞 鶴	160
	峰 山	160
合 計		5,700

- 備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は24人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 2 北桑田高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は12人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 3 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	西 城 陽	40
	久 御 山	40
中 丹 丹 後	綾 部	40
合 計		120

備考1 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	京 都 八 幡	160

エ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (分校名)	合 計	工 植 イ 物 ト ク 科 リ	ビ 園 ジ ネ ス 科 芸	園 シ ス テ 芸 科 ム	フ 京 オ レ ス ト 科 都	・ 園 農 環 境 芸 業 境 創 技 生 造 術 産 産 造 術 科 科 造 術 科 群	食 品 科 学 科	農 芸 化 学 科	農 業 科	園 芸 科
桂	80	40	40							
木 津	40			40						
北 桑 田	30				30					
農 芸	85					85				
須 知	30						30			
綾 部 (東)	60							30	(30)	(30)
合 計	325	40	40	40	30	85	30	30	(30)	(30)

備考1 農芸高等学校の農業生産科、園芸技術科及び環境創造科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	工 学 探 究 科	機 械 技 術 科	電 気 技 術 科	自 動 車 科	機 械 テ ク ノ ロ ジ ー 科	技 術 ボ ッ ト 科	電 気 テ ク ノ ロ ジ ー 科	環 境 デ ザ イン 科	情 報 テ ク ノ ロ ジ ー 科	機 械 創 造 科
田 辺		130	40	30	30	30						
工 業		180					36	36	36	36	36	
峰 山		30										30
合 計		340	40	30	30	30	36	36	36	36	36	30

カ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	科(商業・起業・創業・企業・企画・創造)科	情 報 企 画 科
京 都 す ば る		200	200	
木 津		40		40
合 計		240	200	40

備考 京都すばる高等学校の起業創造科及び企画科については、商業学科群での募集とする。

キ 水産に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計
海 洋	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科)	85

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 情報に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計
京 都 す ば る	情報科学科	80

ケ 福祉に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	合 計
京 都 八 幡 (南)	介護福祉科	30

コ 体育に関する学科

(単位 人)

学科名		スポーツ 健康科学科
高等学校名		
乙	訓	40

サ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

学科及び系統名 高等学校名 (分校名)	合 計	京都こすもす科		自然 科学科	人間 科学科	リサ サイ エ ン ス	文 理 科学科	理 数 探 究 科
		系 統 自 然 科 学	学 統 人 間 科 学 系 統 自 然 科 学 共 修					
嵯 峨 野	200	80	120					
桃 山	80			80				
京 都 八 幡 (南)	30				30			
南 陽	80					80		
福 知 山	40						40	
西 舞 鶴	40							40
合 計	470	80	120	80	30	80	40	40

備考 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

(2) 単位制による全日制の課程

ア 普通科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	募集定員
山 城	320
洛 北	160
鳥 羽	160
城 南 菱 創	160
亀 岡	200
宮津天橋 (宮津学舎)	120
宮津天橋 (加悦谷学舎)	80
丹後緑風 (網野学舎)	66
合 計	1,266

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 亀岡高等学校、宮津天橋高等学校及び丹後緑風高等学校については、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の普通科の通学区域を除いた地域から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

（単位 人）

高等学校名	学科名	合 計	普通科 (スポーツ総合専攻)	普通科 (美術・工芸専攻)
洛	北	40	40	
鳥	羽	40	40	
亀	岡	30		30
合	計	110	80	30

備考1 洛北高等学校及び鳥羽高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（美術・工芸専攻）の通学区域以外から入学できる者は、15人以内とする。

ウ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風 (久美浜学舎)	アグリサイエンス科	30

エ 工業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
宮津天橋 (宮津学舎)	建築科	25

オ 商業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風 (網野学舎)	企画経営科	24

カ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	合 計	文 理 総 合 科	グ ロ ー バ ル 科	教養科学科		探 究 文 理 科	ク リ エ イ ト 科
				統 合 科 学 系	人 文 ・ 社 会 科 学 系		
山 城	40	40					
鳥 羽	80		80				
城 南 菱 創	80				80		
亀 岡	40					40	
丹後緑風 (久美浜学舎)	20						20
合 計	260	40	80		80	40	20

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

キ 総合学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	総 合 学 科	地 域 創 生 科
南 丹		170	170	
大 江		90		90
合 計		260	170	90

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程 (単位制による課程を除く。)

ア 昼間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
北 桑 田	美 山	40	農業科・家政科
福 知 山	三 和	40	農業科・家政科
合 計		80	

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
綾 部	東	40	普通科
東 舞 鶴	浮 島	40	
合 計		80	

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間 (二部制)

(単位 人)

高等学校名	コース名	募集定員	学科名
清 明	午 前	120	普通科
	午 後		

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 昼間

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
清 新	90	総合学科

ウ 夜間

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	学科名	
			普通科	商業科
朱 雀		90	90	
鳥 羽		90	90	
桃 山		90	60	30
合 計		270	240	30

3 通信制の課程の募集定員

単位制による通信制の課程

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
朱 雀	160	普通科
西 舞 鶴	120	
合 計	280	



京都市教育委員会から、令和8年度第1学年入学者に適用する通学区域の調整及び令和8年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

令和7年8月29日

京都市教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 通学区域の調整

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科（単位制） 20人以内
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立紫野高等学校	アカデミア科 20人以内

2 募集定員

(1) 全日制課程

(単位 人)

高等学校名	設置学科 合計	普通教育を主とする学科		専門教育を主とする学科										
		普通科	その他普通教育を施す学科	工業に関する学科			音楽に関する学科	美術に関する学科	その他専門教育を施す学科					
				ンルミノベーション科	プロジェクト工学科 (ものづくり分野)	プロジェクト工学科 (まちづくり分野)			音楽科	美術工芸科	エンタプライ	数科	フロンティア理 (探学科)	探究学科 (人間探究科・自然)
西 京	160									160				
美 術 工 芸	90								90					
京 都 堀 川 音 楽	40						40							
京 都 工 学 院	240			108	72					60				
堀 川	240	80										160		
日 吉 ヶ 丘	240	240												
紫 野	280	200												80
開 建	240		240											
合 計	1,530	520	240	108	72	40	90	160	60	160	80			

備考1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。

- 2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については探究学科群での募集とする。
- 3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

(2) 定時制課程

(単位 人)

高等学校名	合計	設置学科
京都 奏 和	80	普通科 80
合 計	80	

備考 京都奏和高等学校は、単位制による定時制課程である。



令和8年度京都府立中学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 令和8年度京都府立中学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 入学者の募集
 - (3) 通学区域
 - (4) 出願の要領
 - (5) 入学者の選抜
 - (6) 適性をみる検査結果の開示
 - (7) 保護者届及び住所等に関する届並びに府外居住者が入学志願するための許可申請手続(特別事情具申)
 - (8) 入学予定者の決定後の処理
 - (9) その他
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年3月31日まで



令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
 - (3) 入学者選抜の種類と学力検査
 - (4) 出願の要領(全日制・定時制共通)
 - (5) 前期選抜(全日制・定時制共通)
 - (6) 特別入学者選抜
 - (7) 中期選抜(全日制・定時制共通)
 - (8) 後期選抜(全日制・定時制共通)
 - (9) 通信制
 - (10) 合格者発表後の処理
 - (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査(追検査を含む。)得点の開示(全日制・定時制共通)
 - (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続(特別事情具申)(全日制)
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和7年8月29日から令和8年3月31日まで

公 安 委 員 会

京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第10号

京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則

京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に関する事（生活保安課の所掌に属するものを除く。）。

第16条中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年8月29日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
街頭防犯カメラネットワーク用通信回線提供業務一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
ア 回線等導入期限
令和8年2月28日まで
イ 回線利用期間
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 履行場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

- ア 交付期間
令和7年8月29日（金）から令和7年9月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
- イ 入手方法
(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

- ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「電気通信機器」
イ 大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン・ネットワーク機器」

- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。
ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
- ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
- (ア) 資格審査申請書の提出期間
令和7年8月29日（金）から令和7年9月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。
なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
- (イ) 資格に関する文書入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428
- 5 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時
令和7年10月10日（金）午前10時
- イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限
令和7年10月9日（木）
- (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長
- (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この

- 入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (3) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (4) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は総価額とし、回線等導入に要する一切の初期費用及び回線サービスに応じる一回線当たりの単価に回線数を乗じて計算した金額に対し、月数を乗じた金額を含めるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額を徴収する。ただし、規則第159号第2項第3号又は第7号の規定に該当する場合は、免除する。
- 8 その他
- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the services received
Service for Providing Communication Lines for Street Security Camera Network, 1 set

(2) The time, date and place for tender
10:00 a.m., Fri., October 10th, 2025
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

(3) Due date for tender from submission by mail
Thu., October 9th, 2025

(4) The time, date and place for the opening of tender
10:00 a.m., Fri., October 10th, 2025
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

(5) Division in charge
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2258

3条第1項第1号に掲げる採用試験のうち、総合土木にあっては、4年）」に、「場合は、」を「時に」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に職員の任用に関する規則第8条第1項の規定による人事委員会の議決により確定した採用候補者名簿に係る効力を有する期間については、この規則による改正後の同規則第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人 事 委 員 会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則104—53

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（京都府人事委員会規則4—12）の一部を次のように改正する。
第13条第1項中「確定後2年」を「その確定後2年（第